

令和7年度 第1回千葉県農林公共事業評価審議会

再評価 No. 1

農業農村整備事業
かんがい排水事業

こいとがわ
小糸川地区

君津農業事務所

【目次】

- 1 かんがい排水事業（県営）の概要
- 2 地区概要
- 3 令和2年度再評価の概要
- 4 事業の進捗状況
- 5 今後の事業の進め方

【かんがい排水事業（県営）】

1 事業の目的

農業用水利用の安定化・合理化を図るため、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行うことにより、農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保並びに農業の有する多面的機能の発揮を図る。

2 事業の採択要件

- ・受益面積が200ha以上
- ・末端支配面積が100ha以上

3 負担区分

国50% 県30% 地元20%

【地区概要】

事業目的：本地区は千葉県南西部の君津市及び富津市に位置し、2級河川小糸川及び岩瀬川並びに普通河川川名川の沿岸に展開する1,607haの水田地帯であり、君津地域南部の重要な穀倉地帯となっている。

用水は昭和18年から30年代にかけて造成された三島ダム及び幹線用水路に依存している。その基幹施設である幹線用水路は、完成後30年以上を経過し、老朽化が著しく、維持管理費の増大はもとより、用水の適正配分も困難な状況となっていた。

のことから、当該水路等を整備することで、次世代に向けた農業経営と地域整備に資することを目的とする。

事業主体：千葉県

関係市：君津市、富津市

受益面積：1,607ha

総事業費：約174億円

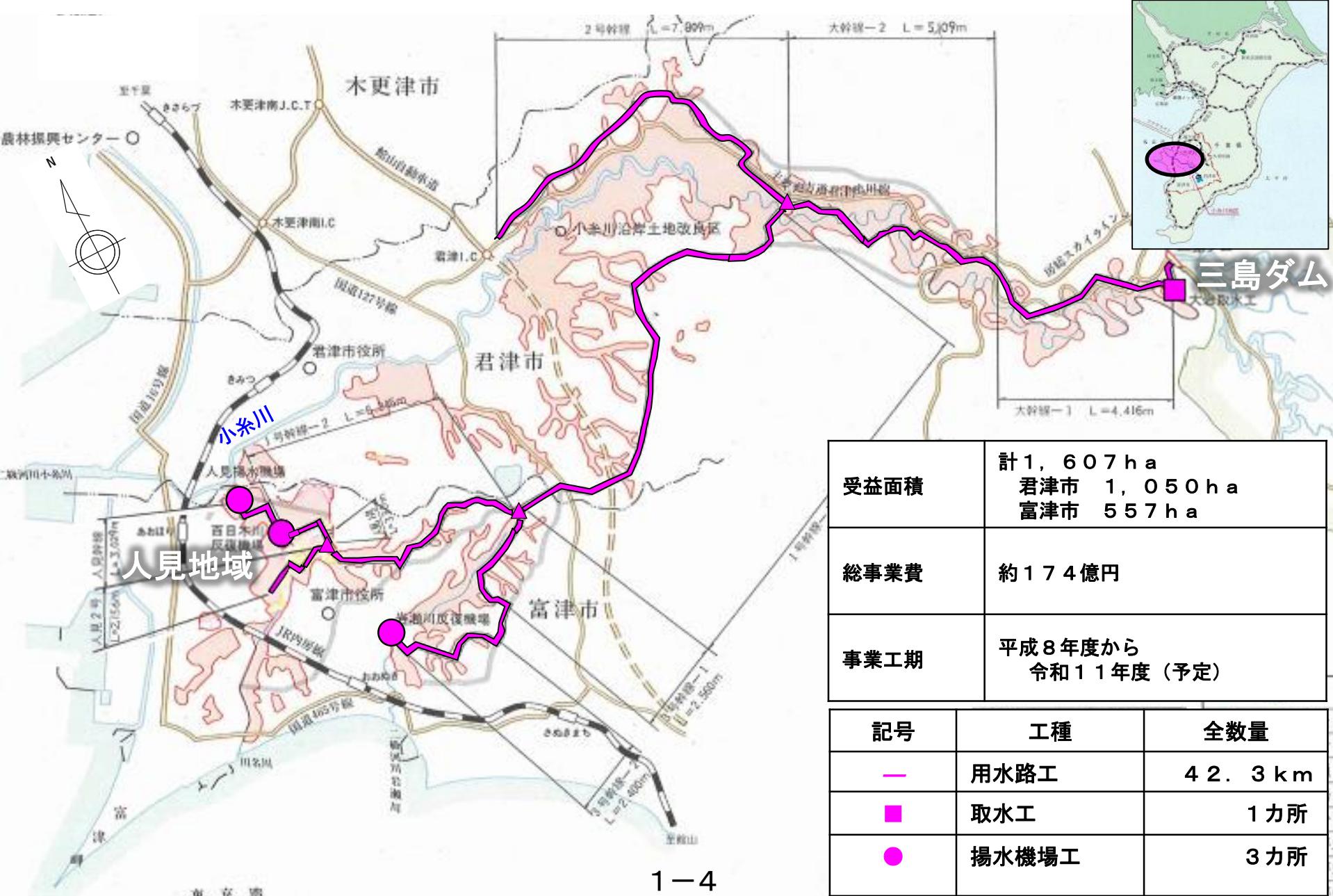
工 期：平成8年度～令和11年度（予定）

主要工事：用水路工 L=42.3km

取水工 N=1箇所

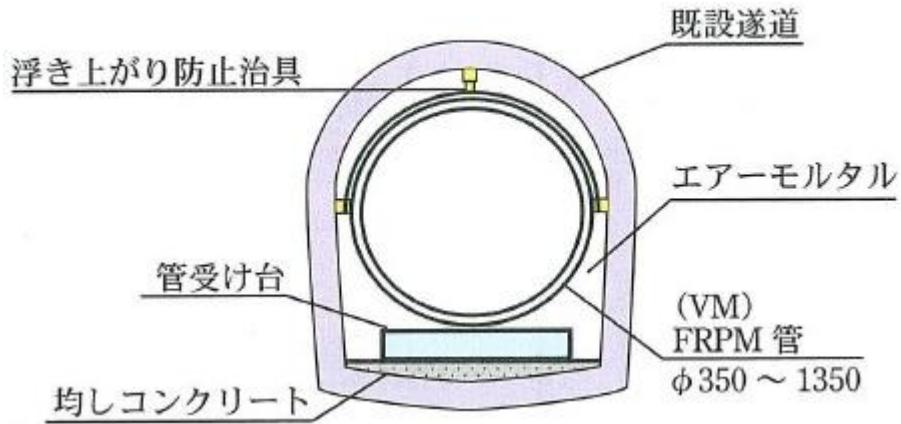
揚水機場工 N=3箇所

【地区概要】



【地区概要】

【主な工事内容】



改修前



工事中

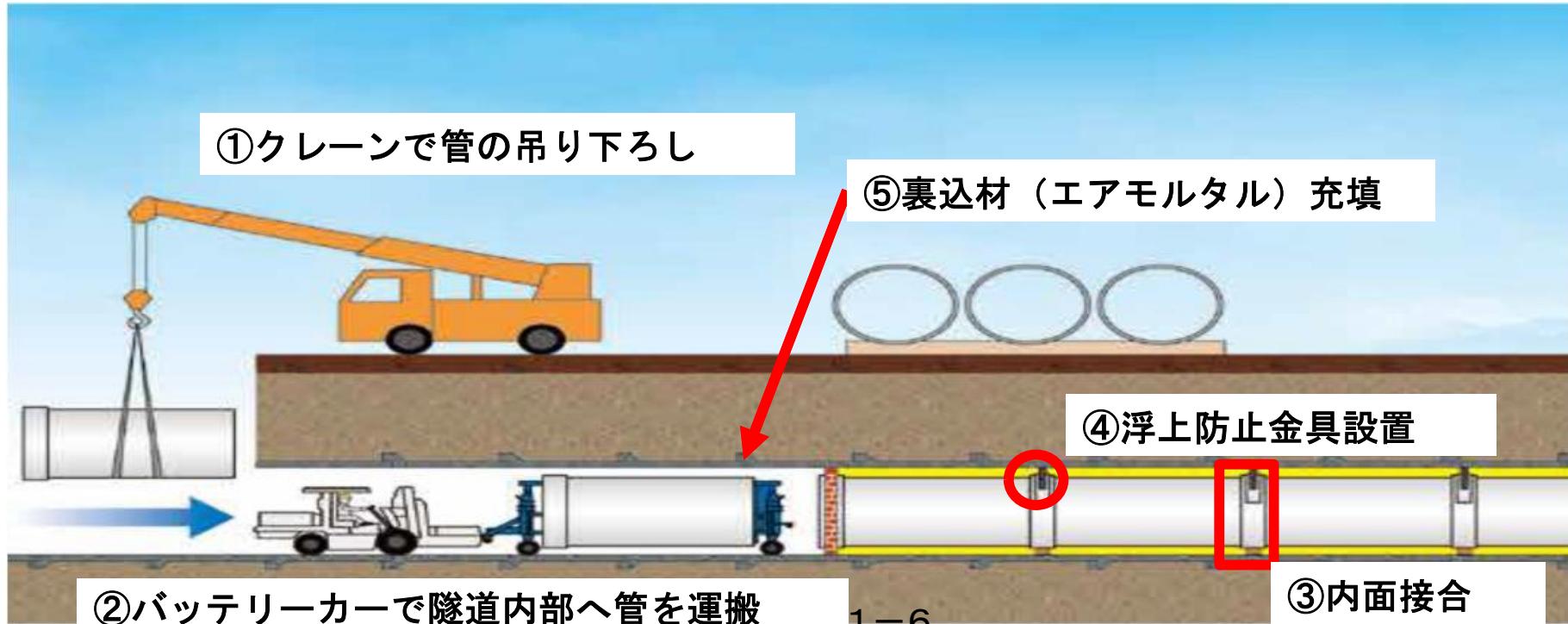


改修後

- ・自然流下水路のずい道内に管を入れることでパイplin化
- ・管材は、軽量で高強度、耐食性に優れたFRPM管（強化プラスチック複合管）を使用
- ・老朽化した水路（ずい道）を高強度・高機能で耐久性にも優れた管路として蘇らせる

【地区概要】

【主な工事内容】



【地区概要】

【地域の営農状況（1）】



君津市内の作付状況



WCSの収穫状況

- 君津市及び富津市には、県内の水稻採種ほ場の半分が設置されている

【地区概要】

【地域の営農状況（2）】

- ・水田では田植え体験を実施
- ・米以外の多様な品目が作付
(花き(カラー)、枝豆)
- ・「小糸在来[®]」は君津市の小糸川流域を中心に栽培されていた在来品種



恋人(こいと)のカラー

個人情報保護の観点から
写真を未掲載しております。

小学校の田植体験

個人情報保護の観点から
写真を未掲載しております。

小糸在来の収穫体験

【令和2年度再評価の概要】

(1) 再評価に至った経緯

用水整備について、用水施設の更新事業であるが現況用水路路線に新たに区分地上権設定を行う必要がある。

しかしながら、権利設定にあたり一部区間で交渉が難航し不測の時間を要した。

また、現況施設を利用していることから、工事は非かんがい期のみの施工となる等の制約があった。

(2) 処理方針

事業の推進にあたり、優先順位を設けて効果的な整備を行うと共に、区分地上権等の設定については 専門家の助力を得ることなども検討し、事業の早期完成に努められたい。

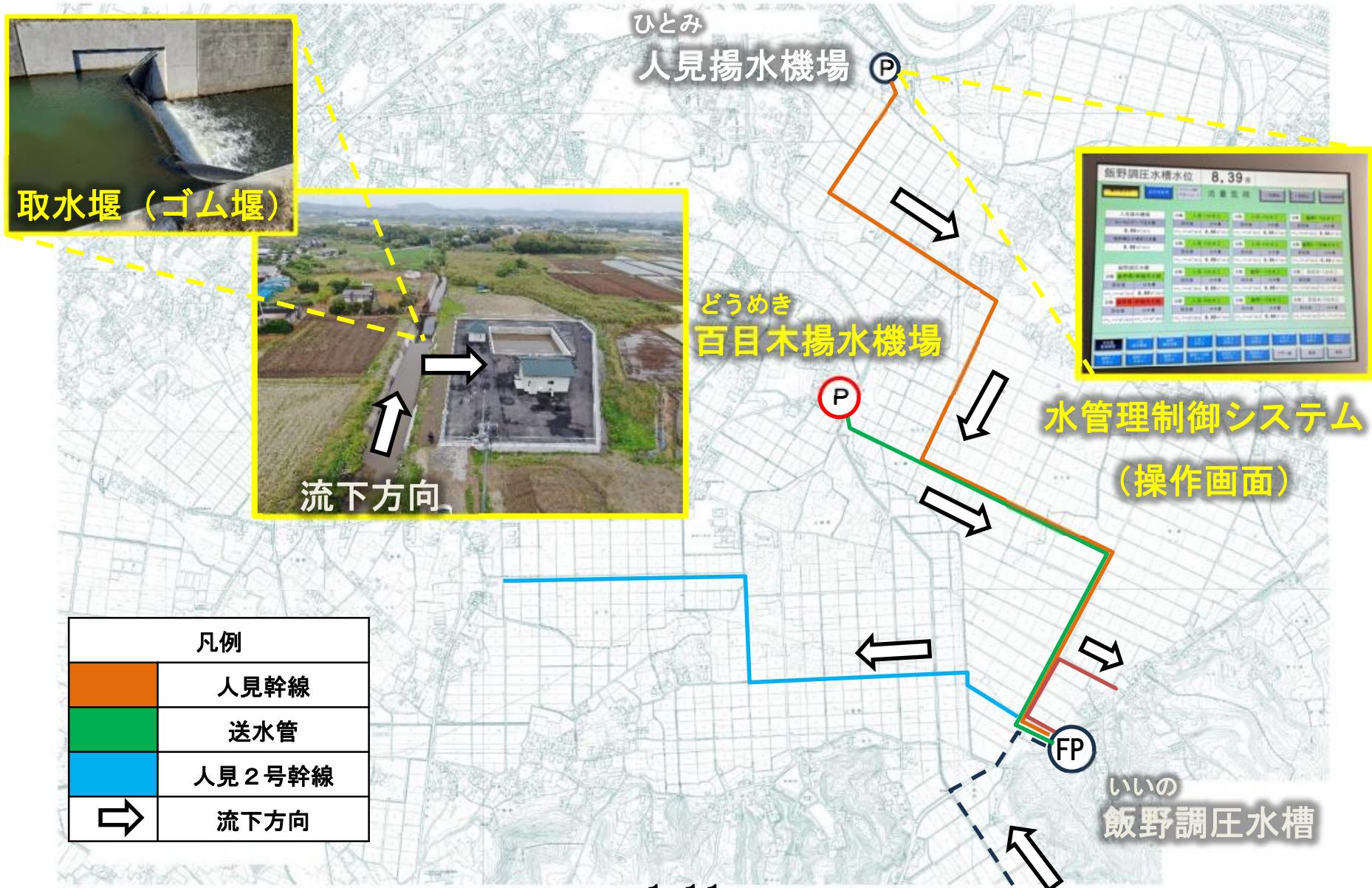
(3) 審議結果

継続が妥当である。

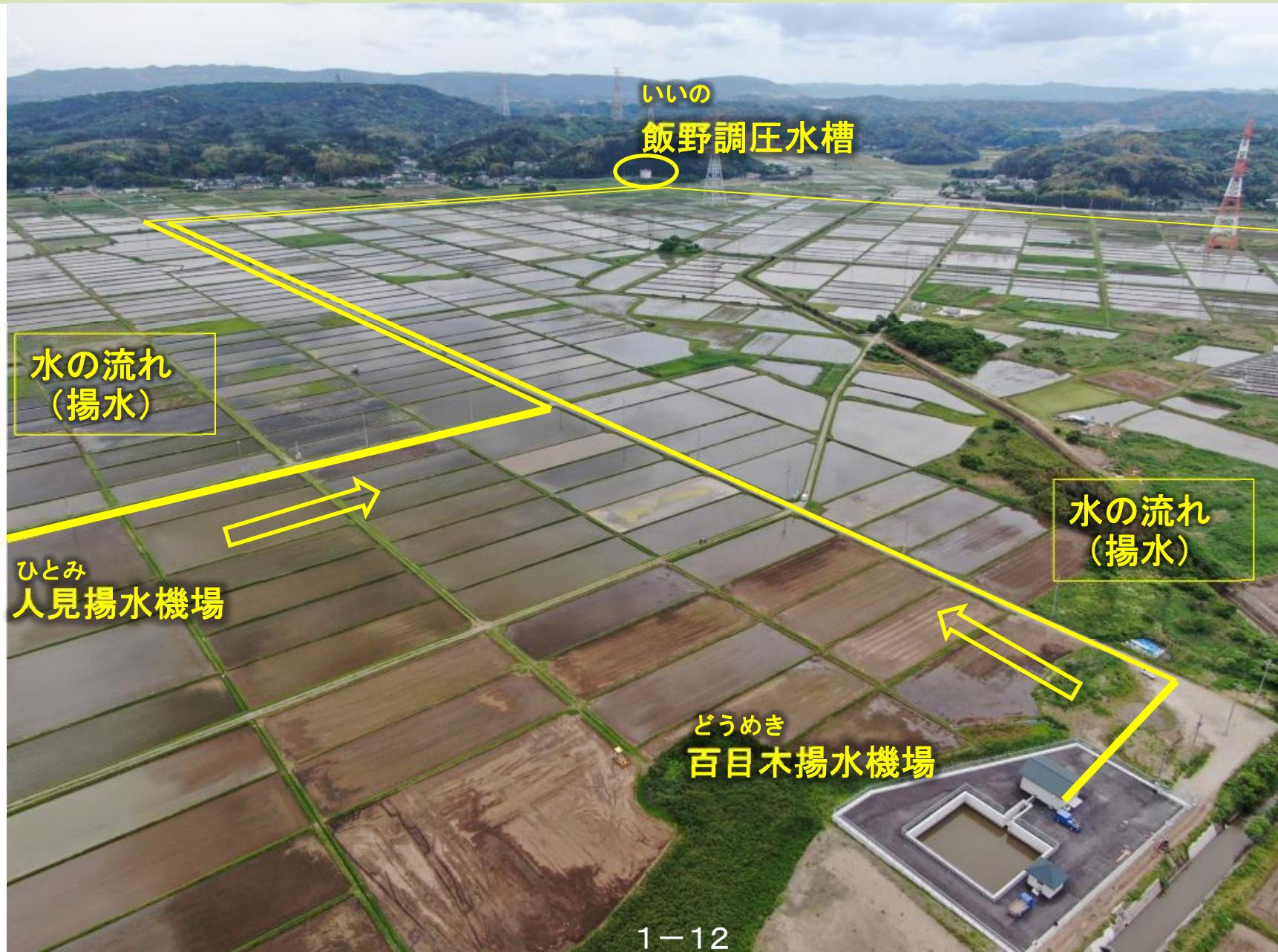
【事業進捗状況】



【事業進捗状況】



【事業進捗状況】



【事業の進捗状況】

【工期の長工期化の原因】

○区分地上権の設定の現状

区分地上権は昭和41年に民法に新設されたため、それ以前に実施した前歴事業（昭和18年～昭和30年代）に係る主に払い道の用地について地上権等の設定を行う必要がある。

本事業で老朽化した施設の改修と合わせ権利設定を行っているが、用地境界の確定、相続登記されていない土地などの相続人の特定、権利設定等に時間を要している。

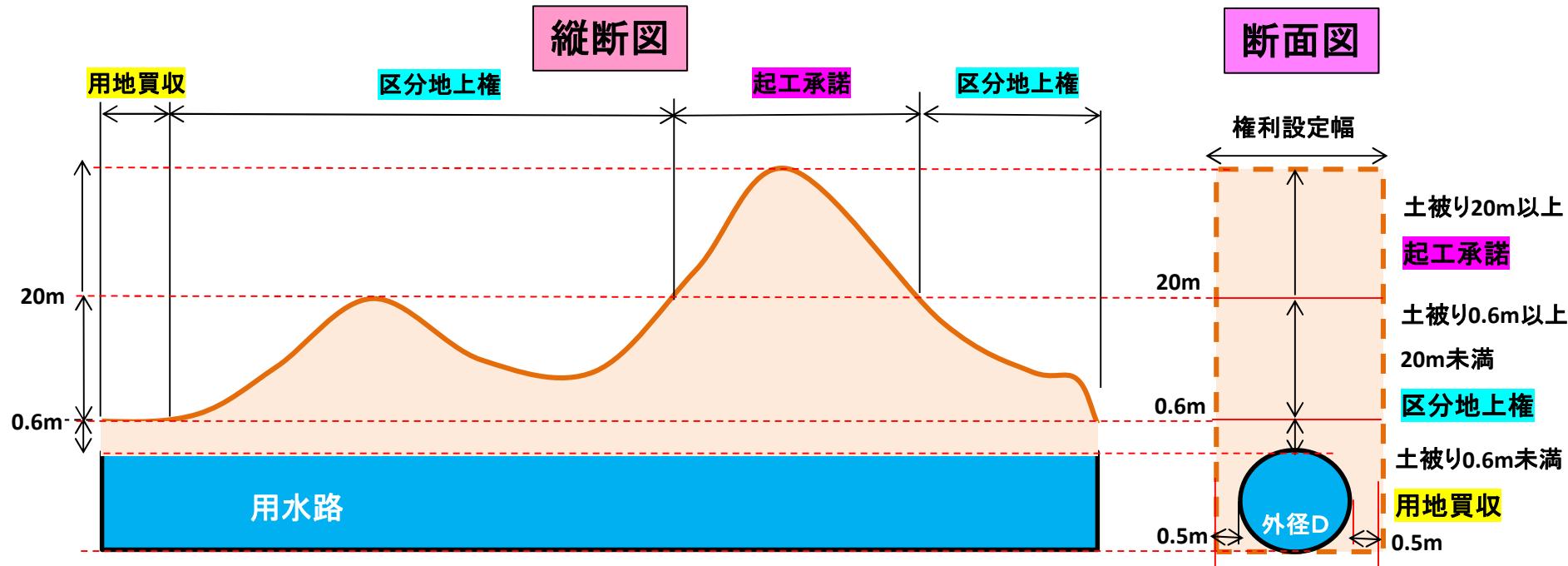
○区分地上権等の設定状況

設定区間長		令和元年度末	令和6年度末	未設定
全体	約15.6km	約5.8km	約6.7km	約8.9km
うち1号幹線	約8.7km	約0.7km	約1.7km	約7.0km

【事業の進捗状況】

【工期の長工期化の原因】

○区分地上権等の概念図



○区分地上権等の設定

- ①隨道（用水路）位置確認 → ②用地測量（権利関係調査含む）
- ③境界同意（確定） → ④区分地上権設定又は起工承諾
- ⑤工事着手

【今後の事業の進め方】

本事業の用水路整備は、昭和30年代に施工された用水施設の更新事業に合わせ、区分地上権を設定する必要がある。

用地測量及び境界確認を進めると共に、部分供用可能な範囲を優先し、市・改良区とより一層連携を密にするとともに専門家等の助力を得ながら、区分地上権設定等の促進に努める。

未着工区間の施工について

事業効果が発現可能な施工区間・用水路の優先順位に基づき、効率的・集中的かつ経済的な施工を行い、事業進捗を図る。

【事業再評価地区調書】

事業再評価地区調書

事業所管課	耕地課
-------	-----

番号	事業区分	採択年度	地区名	所在地	計画期間	実施期間	経過年数	特記事項	処理方針(案)
1	かんがい 排水事業	H8	小糸川	君津市・富津市	H8～H13	H8～R11	29年		継続
(1)	全 体		本年度(見込み)まで		進捗 %	次 年 度 以 降		備 考	
事 業 進 捗 状 況	事 業 量	事 業 費	事 業 量	事 業 費		事 業 量	事 業 費		
用水路工 L=42.3km 取水工 N=1箇所 揚水機場 N=3箇所	百万円 17,380	用水路工 L=27.7km 取水工 N=1箇所 揚水機場 N=2箇所	百万円 13,365	76.9 %	用水路工 L=14.6km 揚水機場 N=1箇所	百万円 4,015	受益面積 A=1,607ha (水田1,607ha. 畑-ha)		
(2)	地元及び関係機関	意 向 及 び 意 見			(3)	事 業 名 等		進 捗 状 況	
意 向	君津市 富津市 小糸川沿岸土地改良区	君津地域南部の基幹産業である農業の経営安定と振興を図るには、農業生産の基礎的条件である水利施設の整備が重要と考える。 このことから、関係市及び土地改良区は、本事業の効果的な推進と早期完成を要望している。			関 連 す る 事 業	基幹水利施設ストックマネジメント事業 三島ダム地区 H24～H29 取水設備工、余水吐工、ダム観測機器工 各1式 総事業費 354百万円			100.0%
(4)	事業計画 内 容 の 変 更 等	(現計画) 受益面積 用水路工 取水工 揚水機場	(増△減) 1,607ha 42.3km 1箇所 3箇所	(5) 社会経済 情 勢 の 変 更 等	(6) 農村集落の混住化及び 周辺の社会的条件の急激 な変化により、用地の権 利設定が困難となってき ている。	(6) 費 用 対 効 果 要 因 の 変 化	投資効率 採択時 1.16		
(7)	処理方針 の考え方	本地區は千葉県南西部の君津市及び富津市に位置し、2級河川小糸川及び岩瀬川並びに普通河川川名川の沿岸に展開する1,607haの水田地帯であり、君津地域南部の重要な穀倉地帯となっている。 用水は昭和18年から30年代にかけて実施された「県営かんがい排水事業」で造成された三島ダム及び幹線用水路に依存している。その基幹施設である幹線用水路は、完成後30年以上を経過し、老朽化が著しく、維持管理費の増大はもとより、用水の適正配分も困難な状況となっていた。このことから、水利施設の改善、再整備をし用水体系の再編を行うことは、次世代の農業用水として安心して農業を営むためには必要不可欠な事業である。 本事業の用水路整備は、昭和30年代に施工された用水施設の更新事業であることから、新たに区分地上権を設定する必要がある。しかしながら、権利設定等の交渉にあたっては一部の区間で難航し不測の日数を要している。また、施設は現在も使用していることから、非かんがい期にのみしか施工できないという工事上の制約もある。 今後は、関係市並びに改良区とより一層連携を密にするとともに専門家等の助力を得ながら、土地所有者に本事業の理解・協力を得るべく、粘り強く交渉を重ねていく。併せて、施工区間および路線等の優先順位を再精査し、効率的かつ集中的な施工を行い早期効果の発現を図る。							
備 考									